

地域計画

策定年月日	令和6年4月9日
更新年月日	()
目標年度	令和14年
市町村名 (市町村コード)	米原市 (252140)
地域名 (地域内農業集落名)	天満 (天満)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	38.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	38.8 ha
② 田の面積	38.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	4.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域農業については、集落外大規模農家に委託する人も多く出はじめ、意識は高くない。農地は、天満営農組合や個人で水稻耕作を請け負っている人、隣地区の大規模経営農家のおかげもあり、不耕作地となっている所はない。しかし今後は、区内耕作者の高齢化、機械・施設の老朽化、後継者不足の問題が喫緊の課題となってくる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・今後、高齢化や機械の老朽化、後継者不足も絡んで耕作農家はさらに減少していくと予想される。そこでしばらくは、地域の担い手である「天満営農組合」や後継者のいる積極的な地区内農業者、および地区外大規模農業経営農家等が中心となって区内農地を耕作してもらうものとする。

・天満営農組合は麦転作を中心に行うこととなるが、オペレータの維持・育成のため、地区内の若者等に対して組合への参加を募って就農意欲と農業技術の向上を目指すこととし、他の組合員へも積極的な参加を求め、組合組織の維持を図っていく。なお、農業者の中から規模拡大を目指す農家が出現した場合には、相互に協力しながら農地の集積配分に努めるようにする。

・個人の所有する農地を地域が守っていくことが基本となるが、農業者は天満農業実行組合へ加入をしていることから、自らの農業技術を最大限に生かしつつ組合事業へ参画し、組合とともに地域の農地を守っていくように努める。

・土地持ち非農家は、天満農業実行組合等へ委託しているものの現に農地を所有していること、また実行組合員であることから、農地の維持管理作業(畦畔の草刈り等)や組合事業の軽作業等に従事するように努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

地域の担い手となる新規就農者を育成し、農地を担い手に集積集約するように努める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	96 %	将来の目標とする集積率	96 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現耕作者の意向を踏まえつつ、担い手に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
担い手に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構を通じて貸し付ける。現段階で農地中間管理機構の活用予定はないが、将来的に地域全体で担い手への集約をすすめる。	
(3)基盤整備事業への取組	
農地耕作条件改善事業等を行い、農地の保全を図る。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域の担い手となる新規就農者を育成し、農地を集積集約するように努める。 ・天満宮農組合のオペレータの維持・育成のため、地区内の若者等に対して組合への参加を募って就農意欲と農業技術の向上を目指す。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
無し	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

農道、農業用排水路、灌漑ポンプ等の維持管理については、生活環境、景観保全を維持していくとともに、担い手農家の維持・確保のために、今後も天満区民で維持管理作業を行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農		水稻等	10.8 ha	— ha	水稻等	10.8 ha	— ha		
認農		水稻等	2.1 ha	— ha	水稻等	2.1 ha	— ha		
認農		水稻等	1.1 ha	— ha	水稻等	1.1 ha	— ha		
集		水稻等	8.8 ha	— ha	水稻等	8.8 ha	— ha		
利用者		水稻等	0.5 ha	— ha	水稻等	0.5 ha	— ha		
利用者		水稻等	1.4 ha	— ha	水稻等	1.4 ha	— ha		
利用者		水稻等	1.7 ha	— ha	水稻等	1.7 ha	— ha		
認農		水稻等	0.4 ha	— ha	水稻等	0.4 ha	— ha		
利用者		水稻等	1.4 ha	— ha	水稻等	1.4 ha	— ha		
利用者		水稻等	1.4 ha	— ha	水稻等	1.4 ha	— ha		
利用者		水稻等	1.2 ha	— ha	水稻等	1.2 ha	— ha		
利用者		水稻等	1.0 ha	— ha	水稻等	1.0 ha	— ha		
集		水稻等	5.3 ha	— ha	水稻等	5.3 ha	— ha		
計	0経営体		37.1 ha	— ha		37.1 ha	— ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。